

四万十町教育委員会会議録（平成29年1月定例会）

1. 日 時 平成29年1月10日（火）9：00～12：18

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育委員長	谷脇健司			
教育委員	大村和志	中屋建八	岡林雅子	
教育長	川上哲男			
事務局	教育次長	熊谷敏郎		
	生涯学習課	課長	辻本明文	
	学校教育課	課長	杉野雅彦	副課長 西谷典生
		教育対策監	青木和香	研修指導員 森田杉彦
	教育研究所	所長	岡澄子	

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名（中屋建八委員）

(4) 議題

①承認第1号 専決処分の承認について（区域外就学申請の承諾）

②議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●）

③議案第2号 四万十町立学校準公金取扱要綱について

(5) 協議事項

①平成29年度全国学力・学習状況調査について

(6) 報告事項

①高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査の状況について

(7) その他

①卒業式の出席者調整について

②四万十町教育委員会表彰推薦について

③総合教育会議について

6. 議 事

委員長：承認第1号 専決処分の承認について（区域外就学申請の承諾）、説明をお願いします。

（事務局より、専決処分の承認について（区域外就学申請の承諾）、説明する。）

- 委員長 : この件につきまして、ご質問、ご意見を伺います。
- 委員 : 大正・十和は、日高養護学校の入学区域外ですね。旧窪川町は県立中村特別支援学校へ行こうが、日高養護学校へ行こうが自由ですね。同じ高岡郡に入って四万十町を形成しているのにもかかわらず、旧大正・旧十和と指定していますね。
- 窪川については、自由に行ける。どうしてそんな区域割りになるのでしょうか。
- 他の市町村、他の郡においてはそういうような指定はないですね。高岡郡が全部同じように扱われないということに関しては、分かりかねます。これが区域内であるならば、こういうふう面倒なことは要らないわけですよ。今後こういう問題が旧十和・大正で起こりうる可能性がありますね。
- いささか疑問に思うので、できれば県の方にも聞いていただいて、対応をしていただければと思います。
- 事務局 : これは、県立の学校でありますので、県の考え方ということで、私たちが口を挟める訳ではありません。推測すると、四万十町は高岡郡窪川町、幡多郡の大正・十和村の合併でありましたので、恐らく郡で分けていると思います。旧窪川町は高岡郡であったからいいですよ。幡多郡であった部分については除くということになっているのではないかと推測しているところです。
- 今後、そういうことを要望もしていきたいと思っています。
- 教育長 : 見直しについては、県の方に話もしていきたいと思いますのでご理解をいただけたらと思います。
- 委員長 : 親御さんの仕事の関係とかではなくて、子どもさんのために住所を移して、今後はお母さんも向こうのほうで生活をされるということですね。
- 事務局 : そうです。
- 委員長 : 妹さんは、祖母のおうちから通学ですね。
- 委員 : 兄や母は向こうへ行くけれど、この子は祖母宅で卒業させるつもりじゃないでしょうか。
- 委員長 : 子どもさんを優先に考えた場合の住所変更ということですね。
- 委員 : 入学区域の問題がある限り、ある種ややこしいことをやり続けなければいけない訳ですね。事情が事情でもありますし、また、今後そういう事情が発生する家庭もあることが予想されます。入学区域の是正を早急に県に要望していただいたほうがいいと思います。
- 委員長 : その他には、ありませんか。
- 全委員 : ありません。
- 委員長 : それでは、お諮りをします。承認第1号 専決処分の承認について（区域外就学申請の承諾）は、承認でよろしいでしょうか。
- 全委員 : はい。
- 委員長 : 承認第1号 専決処分の承認について（区域外就学申請の承諾）は、承認をされました。
- 続きまして、議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）、説明をお願いします。
- （事務局より、指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）、説明する。）

- 委員長 : この件につきましてのご質問、ご意見をお伺いします。
- 委員長 : 事由3番の転居予定について、これは資格がありますか。
- 事務局 : 事由として14ページにありますが、新築等により完成後又は購入後の転居が確実であり、転居予定先の指定校に通学させたい場合と書いていますが、この確実というところが、希望しているということです。期間ですが、転居時までの原則6か月以内ということになっていますが1年間となっており、それに関しての添付書類がないので、どうかとは思いますが。
- 委員長 : 3番は当てはまらないということですね。ただし、その他の事情というところがありますので、それは、問題ないと思います。
他にご意見はございませんかね。
- 全委員 : ありません。
- 委員長 : それでは、お諮りをします。議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●）は、承認でよろしいでしょうか。
- 全委員 : はい。
- 委員長 : 議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●）、は承認をされました。
続きまして、議案第2号 四万十町立学校準公金取扱要綱について、説明をお願いします。
- （事務局より、議案第2号 四万十町立学校準公金取扱要綱について、説明する）
- 委員長 : この件につきましてのご意見、ご質問を伺います。
- 委員 : 保育所についてもこのような類のものがあるのではないかと思います。保育所についても同じように検討しておかなければいけないのではないかと思います。放課後子ども教室とか、準公金の取扱いについて、こういった取扱いをしなければいけない類のものが出てくるようなところを、少し洗い出してみる必要があるのではないかなという気がします。
- 事務局 : 保育所については準公金の取扱いもございまして、今、調整中です。次回か次々回の教育委員会の方へまた出していこうかなと考えてます。
放課後子ども教室は、集めているお金は無いとは思いますが。確認をしてみます。あれば、要綱を作っていかなければなりません。
- 委員長 : その他にはございませんか。
- 委員 : 事務局として十分に練っている訳ですよ。県から来た文書を写している訳じゃないですよ。
例えば、この要綱に定めない事項についてはというのは、第2条にある種類以外のものがあると、その取扱いについても定めるということですね。
- 事務局 : はい。
- 委員 : 不正があった場合、起こった場合について、マニュアル的なものも考えていくつもりですか。例えば、役場の中には公金を不正に使った場合のマニュアル的なものはあるのですか。
- 教育長 : 懲罰に関する規定というものは、町の方にはございます。
- 委員 : それに準じ、問題発覚した時に、刑事告訴その他も、そういう項目に載ってくる訳ですね。

事務局 : そのようなことが起こらないために、この要綱を定めております。

委員 : 例えば、第6条ですが、学校事務共同実施体制による指導及び検査を受けなければならないとなっていますね。

事務局 : 学校事務共同実施体制というのがあります。これは、それぞれ相互確認を行うもので、一つの学校に何人かの事務の方が集まってチェックをしています。相互確認ですので、1人ではなくて、何人かの目で見てもらえるということになります。

委員長 : 他にはどうでしょうか。

全委員 : ありません。

委員長 : それでは、お諮りをします。議案第2号 四万十町立学校準公金取扱要綱については、承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : 議案第2号 四万十町立学校準公金取扱要綱は、承認をされました。ここで、小休とします。

(小休中)

委員長 : 再開します。
順序を変えまして、その他の①卒業式の出席者調整についての説明をお願いします。

(事務局より、卒業式の出席者調整について説明し、学校ごとに出席者を決定した。)

委員長 : 続きまして、その他の②四万十町教育委員会表彰推薦についての説明をお願いします。

(事務局より、四万十町教育委員会表彰推薦について、説明する。)

委員長 : 何かご意見、ご質問ありますか。

委員 : 四万十町教育委員会表彰規程の表彰基準に幼稚園とありますが。

事務局 : 認定こども園です。改定します。

委員長 : よろしくをお願いします。

それでは、協議事項に入ります。平成29年度全国学力・学習状況調査について、説明をお願いします。

(事務局より、平成29年度全国学力・学習状況調査 【資料1】実施要領 【資料2】高知県教育長通知 【資料3】文部科学省事務次官(通知)について、説明する。)

委員長 : この件について、ご意見はありませんか。

委員 : 基本的には、参加でいいと思います。

調査結果の公表データ等を大学等の研究者、国等の行政機関の職員に貸与することになっていますね。ある程度想像がつくのですが、新たに規定した理由を教えていただけたらと思います。指定都市の調査結果を公表することで何を狙っているのかみたいなことは、ご存知ですか。後日でいいのでまた教えていただきたいなと思います。

- 事務局 : 資料1の実施要領、平成29年度からの実施要領をご覧ください。恐らく、ここで読み取れると思います。どちらにしても、調査の目的の達成に資するためというふうにありますので、調査の目的から外れることはないのかなと思います。
- 委員 : 指定都市の調査結果を公表するという目的を後日また教えていただきたいです。
- 委員長 : 後日になるかと思いますが、よろしくお願いします。
続けて説明をお願いします。

(事務局より、平成29年度全国学力・学習状況調査 【資料4】参加についての回答票 【資料5】文部科学省初等中等教育局長(照会)について、説明する。)

- 委員長 : 公表の件について、この場で協議をしたいと思います。ご意見を伺います。
- 委員 : 大学等の研究者や国等の行政機関の職員に貸与し、さらなる研究分析を行う必要があれば、やるべきだと思います。
- 委員 : 過去の分について分析されたデータを町として、どういうふうに生かそうということが明確であれば、そうしようということが言えるのですが、こういう分析があれば、使えるみたいなどころがあれば、お聞きしたいですね。
- 事務局 : 町、研究主任の研修会等でも分析をしておりますし、各学校でも分析をしています。町というよりは、国、文科省の方がそれぞれをどのように返信してくれるとかか、あるいはこれを使って、さらに研究したいということだと思います。
だから、この結果を町がこうするというのではなくて、その結果をまた利用するというよりは、研究者がこれらを利用して、この学校ではこんなに学力が上がってきている面がある、そこにはこういうような観点でやってきたとかいうのが、後から研究してくるのではないのでしょうか。
- 委員 : 四万十町としても過去のデータの分析とは少し違う分析が出てくれば、もう少し考えようみたいなこともありますね。再分析してもらうことによって、次の活用に生かされるというふうなことはあるのではないかと思います。
それは、公表、貸与する理由にはなると思います。
- 委員 : 資料5に書いてはありますね。簡単に言ったら大学の先生や大学院生が日本の学力がどうなっているかを研究する際に、貸しましょう。行政職員が勉強する時に貸しましょうということなんでしょう。
- 事務局 : 委員が言われたように、資料5の3ページ目の趣旨、目的のところにあります。
町としてというよりは国としてこれからの教育政策、対応の充実のためにデータを、今後のデータ等について公表、貸与を可能ですかということの調査です。
今までの匿名データは、国が把握をしていますので、今回は教育委員会名や学校名の入った公表、×が○になっていますけれども、そこについて可能でしょうかということです。
ただし、その研究成果の公表については、学校や設置管理者等の同意なく公表されることはないということです。どこの学校、どこの市町村、教育委員会がこういうふうなデータですということは、国民に公表されるということはないということになります。
- 教育長 : 資料の5に基づくところは、29年度から明記されます。ただし、28年度までは、目的自体はこれに沿った目的で過去にさかのぼってデータを欲しいという形にはなっていないということです。

高知県としても、また四万十町としても分析なり、またそれに基づいての取組、対応とかいうところはしておりますけれども、ただ、趣旨、目的については先ほど言ったように29年からは当然、参加する以上はこれが入ってきます。

過去の分については、研究をしていただいて、今後の学校教育の改善、充実に向けていくということは分かるのですが、四万十町として何かそれが傾向としていただけるようなものがあれば、非常にありがたいかなというところも一つは思っているところです。

委員：先程言ったように、大学の教員とか研究機関の研究者たちがデータを集めて勉強したいということですね、書いてある内容見たら。行政機関の職員に貸すのだから、個人的に貸すわけでもないし、行政職員と限定していますね。だから、そこはそれでいくしかないのではないですか。29年からこれを明記して貸しますよということですね。

委員：29年度の分析結果を見て、それ以前の過去の分については同じような種類の分析がされたものが出てくる。それが、受動的ですけど、各市町村が使えるデータになるのかどうかという、その切り口も、それが出てみないと分からないということなんですね。

委員：多分これは地方に下りてこないのでしょうか。この趣旨が来年また、ころころ変わる訳ではないのだから、つまり勉強のために使うということなのでしょうね。

委員：でも、見たいですよ。28年度のデータ、さかのぼって、どういう分析をしたのかというのは。せっかくこちらから貸与する、貸し与えるわけですから、それによってこちらが使えるデータなのかどうかというのは見たいですね。

事務局：今までの研究の分析がさらに多様化するというふうなことだと思います。

委員長：皆さんから、ご意見も出ているところですが、さかのぼってデータを出していいのかということは、どうですか。

委員：29年度をやるのなら、過去のことを比較しないといけないですね。そうすると、28年度の分を出してもかまわないのではないですか。

委員長：出してもいいのではないかというご意見ですが、あの方はどうでしょうか。

委員：賛成です。

委員：出して良いと思います。

委員長：分かりました。

委員：過去は、こういう約束でやってないものを後から、それを使うことにしましたみたいなことになるので、どういうふうにするかというのが、もう少し文科省のほうから明確に、丁寧な話が欲しかったというふうに私は思います。

委員長：結論付けをいたしますと、もう少し具体的なことは知りたいというところもありますが、さかのぼっての活用はよろしいということで構いませんか。

全委員：はい。

委員長：そういうことで、よろしくお願いします。

事務局、続いて説明をお願いします。

(事務局より、平成29年度全国学力・学習状況調査 【資料6】保護者に対する調査への協力について、説明する。)

委員長：保護者に関しての調査ですね。七里小学校、米奥小学校ということですが、構わないとするかどうか。具体的な調査内容は分かっていないのですね。

事務局 : 平成25年度の前回の調査については、ホームページの方にありますが、今回については来ていません。

委員長 : どうでしょうか。

委員 : その2校は、協力を申し出ていますか。

事務局 : 文科省の方から純粹に抽出された学校です。

委員 : ここでは協力の可否とあるので、協力できないということになると、変えるということでしょうか。

事務局 : この場で協議をいただいて、調査に協力できないというふうな判断になれば、そのような回答をするということになります。

委員 : 学校の判断ではないのですね。

委員長 : この場で協議、できるかできないかということですね。

委員 : 保護者の負担になるような長い、だらだらした項目じゃないのでしょうか。

委員長 : 25年の場合はどうでしょうか。

事務局 : そこは確認できてません。

委員 : 教育長、県の調査は終わったのですか。

教育長 : 県の方は、まだ配布をしているという形です。

委員 : これ、もし、やるとなったら、時期は。

事務局 : 5月8日から29日の間で、十分な実施期間はあります。

委員長 : どうでしょうか。調査に協力できるのか、できないのかということですが。

事務局 : 25年度と大幅に変わることはないという予想はできますが。今、保護者に配っている県の実施のアンケートとは趣旨の異なるものです。

委員 : 趣旨は異なるけど、アンケート内容は大体一緒のようなものですか。

事務局 : 多分違うと思います。
前回と比較検討し、それほど変わったものじゃないとは思いますが、分からないところです。

委員 : 保護者を対象に児童・生徒、家庭状況、保護者の教育に関する考え等を調査するのですよね。学歴とか出てくるかと思いますが、県は許して、文科省はダメというのもおかしい話ですね。私は構いませんよ。

委員長 : 他の委員さんはどうでしょうか。

委員 : いいです。

委員 : 判断する時に、25年度の資料を用意しておいてもらおうと、お手間ですけど、ありがたかったかなという気はします。
ただ、趣旨的には必要だとは思っているので、賛成です。

事務局 : 25年度の調査が、ホームページに載ってるので、それを印刷することはできます。

委員 : ホームページを見ます。

委員長 : 意見としていただいて、決定はこの場でしたいと思います。調査は協力をすることです。よろしいですね。

全委員 : はい。

委員長 : 調査は協力するということで、よろしくをお願いします。

事務局 : こういう案件については、今後資料もそろえて出したいと思います。

委員長 : 判断をするのに、しづらいということがありますのでお願いします。
続いて、説明をお願いします。

(事務局より、平成29年度全国学力・学習状況調査 【資料7】小学校調査と中学校調査の調査結果の連携について、説明する。)

委員長 : 小学校と中学校の連携についてです。諮らなくてもいいということですか。

事務局 : 決定は必要ないですが、協議していただきたいです。

委員長 : ご意見がございましたらお受けします。

委員 : 小中の申し送り事項というのは、言葉であれ何であれ、指導要領で出てくる訳ですね。必ず個人の情報というものは、中学校に伝わっていく訳なので、本来、それと同じことでしょう。それほど問題はないと思います。

委員長 : その他の方はありませんか。よろしいですか。

全委員 : はい。

委員長 : そういうことで、お願いします。

事務局 : 先ほど説明させていただいた、(ウ)保護者の同意が必要か否かについて確認をするということですが、先ほどのことと言えば、特に必要がないということで構いませんか。

委員長 : よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

委員長 : その他には、事務局、ありますか。

事務局 : ありません。

委員長 : ここで、小休とします。

(小休中)

委員長 : 再開します。

6番の報告事項、高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査の状況について、説明をお願いします。

(事務局より、高知県生徒指導上の諸課題、児童虐待に関する調査の状況について、説明する。)

委員長 : ここで、小休とします。

(小休中)

委員長 : 再開します。

その他の件で、何かございますか。

(教育長より、総合教育会議について説明する。協議後、事前に打合会を開催し総合教育会議に出席することを確認した。)

委員長 : その他、特にございませんか。

全委員 : ありません。

事務局 : ありません。

委員長　：　これで、平成29年1月定例教育委員会を閉じます。

(閉会)

2月の定例委員会予定　　平成29年2月14日（火）

委員長　： _____

署名人　： _____